

大江橋法律事務所の上海事務所では、1995年の設立以来、複数の日本人弁護士が常駐しながら、中国に進出する日系企業のサポートを行ってきました。現在も、日本人弁護士が上海事務所に常駐し、急激に変化を遂げる中国社会の中で生活しています。そこで、上海にいる日本人弁護士が見た生の中国をコラムとしてご紹介し、読者の皆様に少しでも現在の中国の社会・文化・人々の生活・におい等を感じていただければと考えております。

第1回は中国のコロナ禍における状況をご紹介します。日本ではコロナ感染者数が減少してきており、海外に住む日本人駐在員もホットしているところです。日本では海外との移動の緩和を検討しているところではございますが、中国は相変わらず厳格なコロナ管理が続いており、中国と日本の自由な行き来ができない状況になっています。そのため企業によっては、駐在の日本人を交代させたり、一時帰国を許可したりといった措置が採られはじめています。

さて2021年11月15日、中国大陸では61人の新たな感染者が出たと発表されています（海外からの渡航者が隔離中に発生した場合を除きます。）。大連など一部の地域において、コロナ患者が発症していますが、数か月前までは全国的にゼロが続いておりました。中国のこのような感染者数の推移が本当なのかと日本では疑念を抱かれます。その理由は、厳格な隔離政策と徹底したPCR検査が功を奏していることと、そして一人でも患者が出た場合の周囲の中国人の反応です。

海外から中国に渡航した場合、空港でPCR検査を受け、渡航者ばかりが集められたバスに乗せられて隔離用のホテルに移動させられます。その後の2週間のホテルでの隔離生活では、一步も外に出ることが許されず、他の人と直接交流することは一切できません。当然のことながら客室内の清掃はなく、1日3回、部屋の前に中華弁当を置きにくる人も完全に防護服を着た職員です。また2週間の間にホテルで4回もPCR検査を受けさせられます。PCR検査の結果、一

度も陽性が出ず、晴れて解放となった場合であっても、地域によって更に1週間もしくは2週間の自宅隔離を過ごす必要があります。自宅隔離の際にも2回ほど病院に行ってPCR検査を受ける必要があるなど、念には念を入れた対応がなされています。

また、位置情報を常に把握しているアプリにより、過去2週間に危険な地域に滞在したことがないかどうか、QRコードの色によって管理されます。市内の様々な施設に入る場合には、当該QRコードが緑であることを示さなければ入ることができません。中国渡航後2週間はQRコードが赤色のままです。

仮に市中で一人でもコロナの陽性患者が発見された場合には、その地域ごとロックダウンされ、その地域に住む全員がPCR検査を受けさせられます。約2週間は当該地域を出ることができないため、出張先でそのような地域に宿泊した場合は最悪です。着替えもない中、2週間ほどの隔離生活が始まることとなります。そのため、コロナの陽性患者が同じ都市内で出た場合、周囲の中国人の警戒感は一気に高まります。そのような中国人の反応が上海では減多にないことからすると、中国の発表している感染者数は正しい数字であろうと思われれます。

なお、11月13日に発表された情報によれば、①北京に入るには、48時間以内のPCR検査陰性証明と「北京健康宝」というアプリの「緑コード」が必要であり、市中感染者が14日以内に1例以上いる県（市、区、旗）に滞在歴がある者の場合は、北京に入ることを厳格に制限されるということです。周辺地区から通勤する者は、この措置が施行された後初めて北京に入るには48時間以内のPCR検査陰性証明を所持しなければならず、その後北京に入る際には、14日以内のPCR検査陰性証明を毎回所持することとされています。これは来年行われる冬季北京オリンピックを見据えての措置だと思えますが、北京に住むもしくは北京に出張する人たちにとっては大変面倒な手続が必要となります。

我々、海外にいる日本人としては、一刻も早く、以前のように自由に行き来できる状況に戻ってほしいと願ってやみません。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。